

岩手県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年2月9日

岩手県監査委員 軽石 義則
 岩手県監査委員 神崎 浩之
 岩手県監査委員 寺沢 剛
 岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県一関児童相談所	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入事務に係る調定時期及び金額が適正であるか、支出事務に係る補助・委託事業の完了確認が適正にされているか、当該事業目的の達成状況等に着眼して監査を行った。
岩手県立宮古高等看護学院	〃	〃
岩手県立二戸高等看護学院	〃	〃
岩手県立千厩高等技術専門校	〃	〃
岩手県立宮古高等技術専門校	〃	〃
岩手県立二戸高等技術専門校	〃	〃
岩手県農業研究センター県北農業研究所	〃	〃
中部教育事務所	〃	〃
県南教育事務所	〃	〃
宮古教育事務所	〃	〃
岩手県立総合教育センター	〃	〃
岩手県立生涯学習推進センター	〃	〃
岩手県立一関第一高等学校附属中学校	〃	〃
岩手県立一関第一高等学校	〃	〃
岩手県立一関第二高等学校	〃	〃
岩手県立一関工業高等学校	〃	〃
岩手県立花泉高等学校	〃	〃
岩手県立大東高等学校	〃	〃
岩手県立千厩高等学校	〃	〃
岩手県立大船渡高等学校	〃	〃
岩手県立宮古北高等学校	〃	〃
岩手県立宮古商工高等学校	〃	〃
岩手県立久慈東高等学校	〃	〃
岩手県立種市高等学校	〃	〃
岩手県立大野高等学校	〃	〃
岩手県立軽米高等学校	〃	〃

岩手県立伊保内高等学校	〃	〃
岩手県立福岡高等学校	〃	〃
岩手県立一戸高等学校	〃	〃
岩手県立一関清明支援学校	〃	〃
岩手県立気仙光陵支援学校	〃	〃
岩手県花巻警察署	〃	〃
岩手県北上警察署	〃	〃
岩手県一関警察署	〃	〃
岩手県千厩警察署	〃	〃
岩手県二戸警察署	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

- (1) 岩手県立宮古高等看護学院 学校徴収金の還付に当たり、還付先の学生から領収書を徴していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 岩手県立二戸高等技術専門学校 工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 中部教育事務所 期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、422,603円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 岩手県立総合教育センター 需用費等の執行に当たり、執行管理体制に不適切なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。なお、支出事務の適正執行の確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制体制の構築等、再発防止に努められたい。